

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 手繰第3種漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 15トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 80キロワット（25馬力）以下

（なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）附録第1（同附録の表の備考の規定を除く。）の規定により算出したものとする。）

- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
共同漁業権共第2号 （令和5年9月1日 免許）の漁場の区域	共同漁業権共第2号の組合員 行使権者又は当該共同漁業権を 有する者から同意を得た者	1隻
共同漁業権共第3号 （令和5年9月1日 免許）の漁場の区域	共同漁業権共第3号の組合員 行使権者又は当該共同漁業権を 有する者から同意を得た者	4隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年3月12日から4月11日まで